



がんばれ

八千種小学校5年(当時)

藤原有紗

「でつかあ。」去年、初めてユニバー記念競技場に行った時、とても広くて観客席が大勢の人でうまっていて、とてもおどろきました。

今年、2回目の日清カップだったので、ベスト記録をだしたいと意気こんでいました。わたしが出る種目は、100メートルで、第1区の6レーンで走ります。前の競技が終わり、「次は、100メートル競技です。」という放送がかかると、心ぞうがどきどきして、きん張してきました。そして、係員の人に言われて走る場所に行くと、なんだか急に前が広くなったような気がして、ちゃんと走れるか心配になってきました。一度ス

タートダッシュの練習をした後、いよいよ本番です。足ががたがたふるえて、さらにきん張が高まってきました。でも、今年はお父さんもお母さんも妹も応援に来てくれているので、がんばろうと思いました。

そして、「位置について、ようい。」「バン。」ピストルの音がひびきました。力いっぱい走りまわりました。「がんばれ。」「がんばれえ。」走っている間、たくさんの応援の音が聞こえました。お父さんやお母さんや妹の声も聞こえたような気がしました。ゴール目指して、必死で走りまわりました。残念な結果に終わりましたが、くいのない走りがありました。



八千種小学校2年(当時) 石原柚奈

とてもきん張していたわただけで、みんなの応援があつたから、思いっきり走れたんだと思います。「がんばれ。」の一言で、やる気がわいてきたり、勇気が出たりしました。とても短い言葉だけど、わたしのせ中をおしてくる力強い言葉だと思いました。

道徳の時間に、先生が小泉吉宏さんの「一秒の言葉」という詩をしようかいてくださいました。そして、みんなで話し合い、「ありがとう」「や、おめでとつ」など「がんばれ」以外の言葉でも、人を喜ばせたり幸せにしたりできる力があることに気がつきました。でも、反対に、たった一



田原小学校2年(当時) 前田夢月



言で、人をきずつけたり悲しませたりしてしまうことがあることもわかりました。一秒に喜び、一秒に泣く。一生懸命、一秒。詩の最後の二行が心に残りました。一秒を大切にしていきたいと思います。

誰でもない いじめとめるのは自分だけ  
福崎東中学校2年(当時) 三輪憧大

ふり返ろう 自分の言葉の落とし穴  
福崎西中学校2年(当時) 高原 廉

ないてる子 やさしい気もちで「だいじょうぶ?」  
福崎小学校2年(当時) 井川陽登

笑顔には みんなを助ける力あり  
田原小学校6年(当時) 中村悠太郎



高岡小学校4年(当時) 大畑 迅

人権標語

# 白いカラス

町長  
嶋田正義



第455回議会(臨時会)  
(5月27日)

憲法を暮らしに生かそうと町政に取り組んでいる者にとって、最近の政治の動きに違和感を持ちます。

中学1年生の時、文部省発行の「新しい憲法のはなし」で勉強をしました。国際平和、主権在民、基本的人権は憲法三原則と学びました。憲法の教えは乾いたスポンジが水を吸うように国民の中に浸透していきましました。戦後の政治も経済も教育も、再び戦争はしない誓いから出発したと思いません。今も憲法を素直に読めばそのとおりだと思いません。いつしか憲法の教科書は発行中止となり、解釈を変えて政治や教育を進めるようになりました。

私のように平凡な人間はカラスを見れば黒と言いますが、一部で灰色とか白と言う人もいます。これと同じようなもので、憲法の条文を読んで日本は戦争のできる国だと言う人もいます。無理に無理を重ねた解釈だと思いません。それでは一部の権力者はなぜこれほど日本を戦争のできる国にしたいのでしょうか。

その動機は「金もつけ」とアメリカのためだと思えます。美しい日本の建設や国民の生命財産を守るためというのは建前であって、本音は権力者や大企業の利益の拡大のようには思えてなりません。戦争は国民のいのちと財産を犠牲にするので最もしてはならない行為だと思えます。

日本は戦争をする普通の国になるよりは、戦争放棄を掲げる特別な国として、核兵器の廃絶を主張し、平和外交の大切さを訴えてこそ、世界の信頼と尊敬を集める国になると思えます。

中国、北朝鮮、ロシアの動きは大変気になります。その動きに日本が武力で立ち向かうことが日本国民の利益になるのでしょうか。武力での対応は第二次世界大戦と同じ道を歩むことになるかと心配できません。

## もちむぎクッキングレシピ

### ぶっかけネバネバもちむぎ麺

もちむぎ麺と長いもの粘り気がよく合っ、さっぱりと食べやすいのも食欲のない時にはうれしいものです。お好みの具材にかえてお召し上がりください。



材料 (2人分)

- もちむぎ麺 2人分
- オクラ 4本
- うずらの卵 2個
- めんつゆ 適量
- 長いも 150g
- プチトマト 2個
- めかぶ 1パック
- 刻みのり、わさび 適量

作り方

鍋にたっぷり湯を沸かし、もちむぎ麺をゆで、しっかり水洗いをする。  
長いもは皮をむき、すりおろす。オクラは塩ゆでして刻み、プチトマトは半分に切る。  
器にもちむぎ麺を盛り、長いも、オクラ、めかぶ、プチトマトをのせる。中央にうずらの卵を割り入れ、刻みのりをバランスよく散らし、わさびを添える。  
めんつゆを全体に回しかけてできあがり。

## 全国一斉「子どもの人権110番」

☎0120-007-110(無料)

「いじめ」、体罰、児童虐待など、子どもをめぐるさまざまな人権問題について、電話相談をお受けします。

相談は無料 秘密は厳守します

日時 6月23日(月)~27日(金) 8:30~19:00  
6月28日(土)・29日(日) 10:00~17:00  
担当者 人権擁護委員、法務局職員  
問い合わせ先 神戸地方法務局 人権擁護課  
☎078-392-1821(内線346)

# 「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」のお知らせ

4月号広報でお知らせした給付金の支給手続きについてお知らせします。



どちらの給付金も対象となる場合は、臨時福祉給付金のみ支給となり、子育て世帯臨時特例給付金は受け取ることができません。

## 臨時福祉給付金

支給対象となる方には、6月下旬に「平成26年度町民税非課税のお知らせ・臨時福祉給付金申請書」を送付します。

受付開始 7月1日(火)から(健康福祉課)  
郵便でも受付します。

提出書類

- ・申請書
- ・本人確認書類(運転免許証、住基カード、保険証などの写し)
- ・振込先の通帳の写し

問い合わせ先

- ・臨時福祉給付金……健康福祉課(内線351)
- ・住民税の課税・非課税……税務課(内線345)

《注》給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に十分にご注意ください。役場からみなさんに直接、給付金などに関する電話や訪問をすることはありません。

## 子育て世帯臨時特例給付金

平成26年1月分の児童手当の受給者に、6月上旬に申請書を送付します。(生活保護制度の被保護者には送付しません。)

受付開始 6月9日(月)から(住民生活課)  
提出書類 申請書

児童手当の受取口座以外を指定する場合は、本人確認書類、振込先通帳の写しが必要です。

問い合わせ先 住民生活課(内線374)

…………… 公務員の方へ ……………  
勤務先から「申請書」と「児童手当受給状況証明書」が配付されますので、平成26年1月1日時点の住所地の役所へ提出してください。

## 6月は豊かなむらを災害から守る月間

### 災害のない豊かな農村をめざして ため池を守ろう!

主催：兵庫県・福崎町  
協賛：兵庫県土地改良事業団体連合会  
兵庫県ため池等整備事業促進協議会  
(社)兵庫県治山林道協会

#### ため池は大きな役割を果たしています

- ・ため池の水は、農業用水はもちろんのこと、大雨の時に雨水をたくわえ、洪水の発生を防ぎます。
- ・火事や地震等の非常時には、防火用水として活用されます。
- ・多くの生き物のすみかとなり、豊かな自然を育てています。

#### 日頃から管理を

受益面積0.5ha以上の町内ため池99か所に、ため池名と管理者名を表示した看板を設置しています。

見回りや草刈などの日常管理とともに、大雨が予想される時には事前に水位を下げるなど、緊急時に備えましょう。

#### 水難事故を防止するために

特に農作業が盛んになる時期は、ため池周囲の雑草がのび、すべりやすくなるので、より危険性が高まります。子どもだけでため池に近寄らないよう注意をお願いします。

ため池看板(南大貫宮の池)



# 国民健康保険税改正のお知らせ

国民健康保険制度の健全な運営のため、平成26年度の国民健康保険税の税率等を改正します。

## 改正のポイント

医療給付が見込みより少なかったことから、医療保険分の所得割額、資産割額、均等割額、平等割額を引き下げます。

医療保険分に比べ限度額を超過した世帯が多かった後期高齢者支援金分、介護納付金分の賦課限度額を2万円引き上げます。

低所得者の負担軽減を図るため、2割軽減、5割軽減の対象世帯を拡充します。



## 【平成26年度国民健康保険税の税率等】

	計算の説明	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 ( 1 )
A 所得割額	課税所得金額 × 税率	5.53% ( 6.10% ) 2	2.40%	2.60%
B 資産割額	固定資産税額 × 税率	10.00% ( 15.10% )	5.70%	8.60%
C 均等割額	被保険者 1 人につき	18,600円 ( 22,700円 )	8,600円	9,400円
D 平等割額	1 世帯につき	13,100円 ( 15,900円 )	6,400円	4,700円
年間保険税	A + B + C + D (ただし、賦課限度額まで)	賦課限度額 510,000円	賦課限度額 160,000円 ( 140,000円 )	賦課限度額 140,000円 ( 120,000円 )

- 1 介護納付金分は40歳以上65歳未満(介護2号被保険者)の方のみに上乗せされます。
- 2 下段のカッコ内は昨年度の税率および額

## 保険税の軽減制度

前年中の所得が所得基準を下回る世帯については、保険税の均等割額と平等割額が減額されます。軽減を受けるための申請は不要ですが、未申告世帯は軽減の対象にはなりません。

	所得基準(世帯主と国民健康保険加入者の25年中の所得金額の合計)
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円 + 24.5万円 × 世帯主を含む加入者数以下 ( 33万円 + 24.5万円 × 世帯主を除く加入者数以下 ) 1
2割軽減	33万円 + 45万円 × 加入者数以下 ( 33万円 + 35万円 × 加入者数以下 )

- 1 下段のカッコ内は昨年度の所得基準

医療保険分の税額(率)を引き下げることができたのは、食育への取り組み、ミニデイなどの予防活動に積極的に参加された結果、健康に過ごされ、あるいは病気になっても重症化することが少なくなったおかげと思っています。今後ともよろしくお願ひします。

税務課(内線342)

**町税等納付書発送方法を変更**

納付書の発送が変わります  
 これまでは町税納付書を毎月送付していましたが、今年度から6月に全期(一括納付)と期別(1期、10期)をかわせて送付します。1年分を一度に送付しますので、期別ごとに納付をされる方は納付書の紛失にご注意ください。

前納報奨金を廃止します  
 住民税・固定資産税の前納報奨金制度が廃止となります。

通帳の印字文言が変わります  
 口座振替・自動払込をご利用の方へ  
 口座振替の通帳への印字文言・税額が税目ごとの印字になります。

「町税」  
 「町・県民税」  
 「固定資産税」  
 「国民健康保険税」

# 新しい福祉医療費受給者証を 送付します

現在お持ちの福祉医療費受給者証（サモンピンク色）の有効期限は6月30日です。平成26年度の所得判定後、該当になる方には、新しい福祉医療費受給者証（浅黄色）を6月下旬に郵送します。

昨年度までは簡易書留で世帯ごとに郵送していましたが、今年度から、事務の簡素化、経費削減のため該当者に普通郵便で送付します。母子家庭等の方、平成25年度に福祉医療費受給者証が交付されていない方で7月から新たに該当になる方には申請書類等を送付します。健康福祉課で手続きをしてください。  
旧福祉医療費受給者証（サモンピンク

色）は有効期限終了後、健康福祉課へ返却してください。返信用封筒を同封していただきますのでご利用ください。  
問い合わせ先  
健康福祉課 国保医療係  
（内線355・356）

## 平成26年度 福祉医療制度所得制限等一覧表

	所得確認対象者	所得制限の内容
重度（高齢重度） 障害者医療	本人・配偶者・扶養義務者	所得確認対象者の市町村民税の所得割税額の合計額が 235,000円未満
乳幼児等医療	乳児等保護者（扶養義務者）	0歳児については所得制限はありません
こども医療	こども保護者（扶養義務者）	

	対象	区分	負担割合	所得制限の内容	自己負担限度額	
					外来	入院等
老人医療費助成制度	昭和24年6月30日以前に生まれた方 （経過措置により変更ありません）	低所得者	1割	世帯全員が市町村民税非課税で、その世帯全員の所得が0円の方 （年金収入が80万円以下で他に所得がないこと）	8,000円	15,000円
		低所得者	2割	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入を加えた前年の所得が80万円以下の方	8,000円	24,600円
	昭和24年7月1日以降に生まれた方	低所得者	2割	世帯全員が市町村民税非課税で、その世帯全員の所得が0円の方 （年金収入が80万円以下で他に所得がないこと）	8,000円	15,000円
		低所得者	2割	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入を加えた前年の所得が80万円以下の方	12,000円	35,400円

## 平成26年度経済センサス基礎調査・商業統計調査にご協力

全国すべての企業・事業所を対象に、平成26年経済センサスの基礎調査と商業統計調査を一体的に実施します。

6月中に「調査員証」を携行した調査員が事業所等を訪問して調査票を配布しますので、7月1日以降に提出をお願いします。



問い合わせ先  
企画財政課  
企画係  
（内線232）

総務省・経済産業省

## 会社を退職された時は 届出が必要です！

国民年金

20歳以上60歳未満の方は国民年金への加入が法律で義務付けられています。会社を退職された時は、第2号被保険者（厚生年金）から第1号被保険者（国民年金）への変更の届出が必要となります。

手続き  
役場または姫路年金事務所へ「国民年金被保険者資格取得届」を提出してください。

- ・年金手帳
- ・認印
- ・退職されたことがわかる書類（厚生年金喪失証明書・離職票等）
- 問い合わせ先  
○姫路年金事務所  
☎079・224・6382  
○住民生活課（内線374）